

国民健康保険税のしおり

<シリーズ7>

1年間の課税額は……

年税額

前号でお知らせした4つの税率をもとに、それぞれの世帯について被保険者の前年の所得、その年度の固定資産税、被保険者の人員にそれぞれに剩じて得た額と、世帯別平等割を加えたものが、みなさんの一年間の国保税になります。

所得の少ない世帯の軽減

所得が、一定の額以下の世帯について、被保険者均等割と世帯別平等割の前年度とその年度のいずれか低いほうの6割か4割を軽減し、負担を少なくすることになっています。つまり

- ① 6割軽減は-----所得が28万円以下の世帯。
- ② 4割軽減は-----**28万円**と、世帯主を除く被保険者1人について20万5千円を加えた額より所得が低い場合。

(金額は年度によって変更されることがあります)

課税限度額

国保税は「税」であっても「保険料」としての性格

が強いことから、一定の限度が設けられています。昭和62年度の課税限度額は39万円です。(この限度額も年度によって変わることがあります。)

月割り課税の制度

年度の途中で国民健康保険に加入したり脱退した場合は、月割で国保税を計算します。

国保税はだれが納めるのか……

納税義務者

国民健康保険に加入している世帯には、老人や子供などの所得のない人もいて、しかも給付を受けることから、国保税については「個人課税主義」をとり入れることは適切でないので、世帯主を納税義務者としています。

また、世帯主は他の医療保険制度に加入しているが世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合は、国保税では、**みなす世帯主**(擬制世帯といいます。)として納税義務者となります。この場合みなす世帯主分の所得割、資産割、均等割は課税されません。

—— 納税で、心のゆとり、明日への健康 ——

(つづく)

固定資産課税台帳が 縦覧できます

税務課では、六十三年度の固定資産税の課税基礎となる固定資産課税台帳の縦覧を行います。自分の財産をこの機会に確かめてはいかがでしょうか。税額は評価した価格をもとに課税標準額を決定し、税率1.4%を剩じて算出します。この価格

等について不服がある場合は、光町固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

課税台帳縦覧日程

四月一日～四月二十日

(八時三十分～十七時)

土曜日は十二時まで

済んでない人

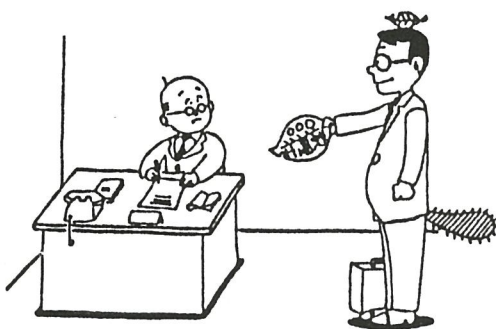
償却資産の申告

事業用資産を所有している人は、六十三年一月一日現在をもって償却資産の申告をしていただくことになっています。申告書の提出は二月一日までとなっていました。まだ、提出していない人は至急提出してください。

「にせ税理士」 にご注意

納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成、税務相談などの業務は税理士法によって税理士の資格のない人はできないことになっております。資格のない人が税務書類の作成などの税理士業務を行うこと

がありますが、このような「にせ税理士」は法律に違反するばかりでなく、納税者の皆さんに迷惑をかけることになります。そこで、税務書類の作成の依頼は、正規の「税理士」にしましょう。税理士についてのお問合わせは、税務署総務課または税理士会へどうぞ……。



所得税 町県民税の申告はお済みですか。

3月15日までにお忘れなく。